

<対象事業所一覧（障害）>

技能実習・特定技能	EPA（介護福祉士取得前）	
短期入所	障害者支援施設（※1）	
障害者支援施設	福祉ホーム（※1）	
療養介護	短期入所	※1 と同一敷地内に限る
生活介護	生活介護	
共同生活援助（外部サービス利用型を除く）	自立訓練	
自立訓練	就労移行支援	
就労移行支援	就労継続支援	
就労継続支援	地域活動支援センター	
福祉ホーム		
日中一時支援		
地域活動支援センター		
居宅介護※2		
重度訪問介護※2		
同行援護※2		
行動援護※2		
重度障害者等包括支援※2		
移動支援※2		
居宅訪問型児童発達支援※2		

※1 国の制度改正等により変更される場合があります

※2 以下の事項を遵守すること

- ① 外国人介護人材に対し、居宅介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
- ② 外国人介護人材が居宅介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
- ③ 外国人介護人材に対し、居宅介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
- ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
- ⑤ 外国人介護人材が居宅介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと